# 会議録

3 開催場所 熊取町役場北館3階大会議室

4 議 題 1. 令和5年度国民健康保険料率について

2. その他

- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人
- 7 審議等の概要
  - 【1. 令和5年度国民健康保険料率について】
    - ■諮問

藤原町長から明松会長に対して令和5年度国民健康保険料率についての諮問が行われた。

# 【諮問内容】

1. 保険料率及び賦課限度額について

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に係る保険料率 並びに賦課限度額は、大阪府が定める市町村標準保険料率(府内統一)であるが、 令和5年度についても、本町独自の激変緩和措置を行う。

- 2. 本町独自の激変緩和措置について
- (1)激変緩和措置の考え方

国民健康保険財政調整基金の繰入れ又は前年度決算余剰金により、保険料負担の 激変緩和を行う。

(2) 令和5年度保険料における激変緩和

基礎賦課額(医療分)

世帯別平等割33,698円を30,328円とする。(10.0%軽減)

#### ■事務局説明

### ○令和5年度熊取町国民健康保険料率算定の考え方

令和5年度の市町村標準保険料率は、令和4年度の熊取町の保険料率と比較して、所得割が医療分で0.47ポイントの増、支援分は0.31ポイントの増、介護分は0.13ポイントの増、均等割が医療分で1,876円の増、支援分は1,158円の増、介護分は1,246円の増、平等割額が医療分で4,803円(16.62%)の増、支援分は1,074円(11.31%)の増となり、医療分、後期支援分、介護分いずれも増となっている。

令和5年度保険料(医療分+支援分)を同標準保険料率で試算した場合、令和4年度保険料との比較では、賦課限度額の引き上げもあり、多くの階層で7%以上の増加が見込まれ、最大で約11.2%上昇するケースもある。令和5年度の保険料率及び賦課限度額は大阪府が定める市町村標準保険料率(府内統一)であるが、熊取町国民健康保険条例附則で令和5年度末までは激変緩和措置を行うことができる規定となっている。

	所得割	均等割	平等割
医療分	9.18%	33,730 円	$33,698$ 円 $\Rightarrow$ $30,328 円 (△3,370 円)$
支援分	2.97%	10,584 円	10,574 円
介護分	2.61%	19,552 円	_

# ○令和5年度熊取町国民健康保険料の激変緩和措置

本町独自の激変緩和措置として、増加率が大きい低所得世帯への影響を考慮し、引き続き医療分の平等割を一定割合減額するものであるが、令和6年度の保険料率統一化を見据えて、令和5年度については、医療分の平等割額を10%引き下げることとする。

なお、引き下げにかかる費用は約5千2百万円を見込むが、激変緩和措置にかかる財源として約2億2千万円(国民健康保険財政調整基金積立額の令和4年度末残高約1億7千万円と、令和4年度の決算余剰見込額、約5千4百万円の合計から国・府等返還見込額約5百万円を差し引いた額)を見込んでおり、十分な財源を確保できる見通しである。

【医療分:平等割】33,698円⇒30,328円( $\triangle$ 3,376円: $\triangle$ 10%)

#### ■質疑応答

なし

## ■主な意見

原案どおり可決

## ■審議結果

令和5年度熊取町保険料率を諮問のとおりとすることについて、当日の出席委員(13人)の全員が賛成。

明松会長から藤原町長に対して「原案のとおりでさしつかえないもの」と答申された。

# 【2. その他】

報告事項2件

○ウォーキングイベントの開催について

本年11月5日(日)にひまわりドームをスタート・ゴールとするウォーキングイベントを国民健康保険の保健事業として開催予定。くわしくは、町の広報及びホームページ等で案内。

○熊取町国民健康保険第3期保健事業計画(データヘルス計画)について 令和6年度からのデータヘルス計画の策定作業を進めている。次回来年2月開催予定の 運営協議会で計画案を示す予定。パブリックコメントの実施も予定している。

8 会議情報 名称 国民健康保険運営協議会

根拠法令等 国民健康保険法、国民健康保険条例

設置期間 昭和36年4月~

所掌事務 国民健康保険事業に関する重要事項について審議すること

委員数 14人

9 担 当 課 健康福祉部保険年金課